

(様式 1) 実施報告書-プログラムB

1 補助事業者情報

団体名	茨城県
-----	-----

2 事業の概要

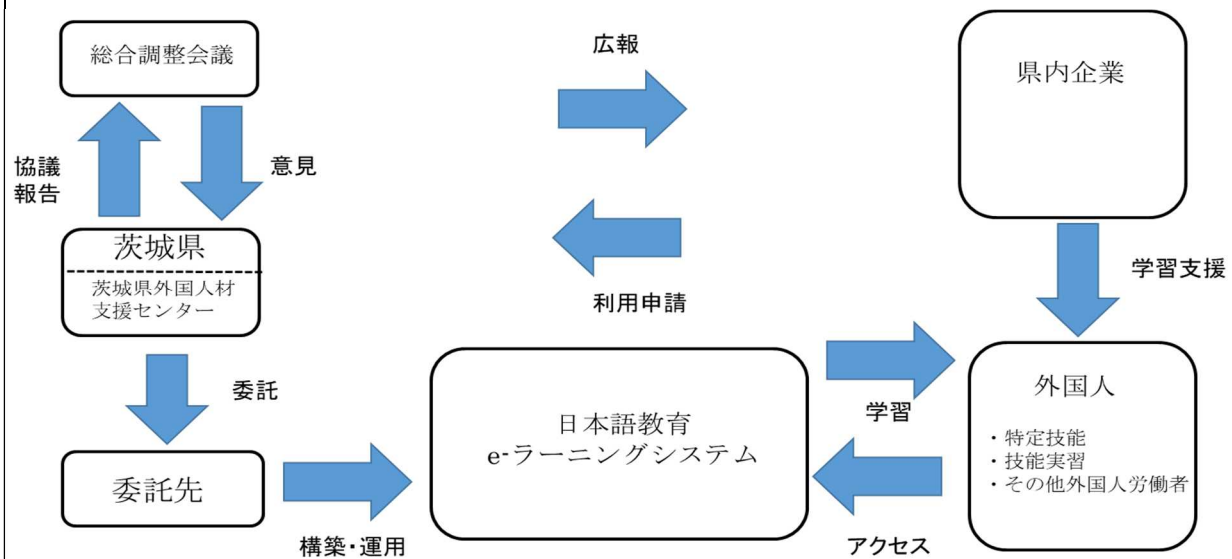
1. 事業の名称	外国人材活躍促進事業
2. 事業の期間	令和元年 8 月 20 日から令和 2 年 2 月 29 日まで
3. 事業実施前の現状と課題	国においては、人手不足の解消のため、外国人労働者の受入拡大を目的とする改正入管難民法を平成 31 年 4 月に施行し、今後 5 年間で最大約 34 万人以上の特定技能外国人の受入れが見込まれている。 平成 30 年 10 月末時点において外国人労働者を雇用している本県内の事業所数は、5,857 事業所（全国 10 位・前年同期比 11.4%増）、外国人労働者数は、35,062 人（全国 9 位・前年同期比 11.8%増）で、平成 19 年 10 月に届出が義務化されて以来、事業所数・労働者数ともに過去最高を更新しているが、本県の平成 31 年 3 月の有効求人倍率は 1.62 倍となっており、人手不足の解消には至っていない状況にある。 こうした課題を解決するため、本県では、特定技能制度や技能実習制度の周知徹底を目的としたセミナーの開催や、特定技能として就労を希望する外国人と県内企業との就職マッチング等を行う「茨城県外国人材支援センター」を平成 31 年 4 月 1 日に開所したところであるが、外国人労働者が地域や職場で円滑な意思疎通を図るためには、一定の日本語能力が必要であることから、県が外国人向けに日本語学習支援システムをオンライン上で提供することにより、県内外国人が生活者・就労者として生活・就労する上での日本語能力の向上に取り組む必要がある。
4. 目的	以上の状況を踏まえ、茨城県では、外国人労働者が生活者・就労者として地域で生活し、職場での円滑な意思疎通を図るため、一定の日本語能力が必要となることから、県が外国人向けに日本語学習支援システムをオンライン上で提供することにより、日本語能力の向上を図り、県内地域住民との共生や県内企業で円滑に就労できる環境の整備を目的として、日本語教育に関する総合的な体制づくりを行う。

3 事業の実施体制

(1) 実施体制（図表等を活用して、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを含めて記載してください。）

- ・事業は労働政策課雇用促進対策室が事務局となって進めた。
- ・e-ラーニングシステムの構築，サービス提供，サーバー保守等は事業委託先が行った。
- ・総合調整会議を，本事業を管理する会議体とし，構成員の意見を伺いつつ事業を進めた。

《体制図》



《事業の中核メンバー》

	交渉状況	氏名	所属	職名	役割
1	承諾	長内 秀樹	茨城県労働政策課	課長	事業全体の統括
2	承諾	清水 伸	茨城県労働政策課	副参事(茨城県外国人材支援センター長)	総括コーディネーター（地域日本語コーディネーター兼務）
3					
4					

(2) 域内の市区町村，関連団体等との連携・協力体制

- ・総括コーディネーターが中心となり，県内各市町村や関係団体との連携・協力体制を構築した。
- ・県内各市町村及び各国際交流協会と連携を図り，外国人への e-ラーニングシステムの周知を行った。
- ・県内経済団体と連携を図り，県内企業への e-ラーニングシステムの周知を行った。
- ・県民生活環境部の国際交流課の多文化共生社会推進事業との連携・協力を図った。

4 2019年度の事業概要

1. 2019年度の実施目標			
・本事業では、外国人に対する日本語教育等の支援施策を検討・推進するための会議体及び総括コーディネーターを設置するとともに、日本語教育のツールとして e-ラーニングシステムを整備すること等により、日本語教育に係る総合的な体制を整備する。 ・早期に外国人向け日本語学習支援（e-ラーニング）システムを構築し、令和元年10月を目標に本格運用を開始する。併せて、利用者にアンケート調査を実施し、より効果的なコンテンツを次年度以降、提供できるようにする。			
2. 実施内容			
（取組1）総合調整会議の設置			
①構成員			
	氏名	所属	職名
1	長内 秀樹	茨城県労働政策課	課長
2	石寺 真	茨城県国際交流課	課長
3	柴 義則	茨城県福祉指導課	課長
4	清水 伸	茨城県労働政策課	副参事（茨城県外国人材支援センター長）
5	清水いずみ	茨城労働局職業対策課	課長
6	鹿志村 浩行	公益財団法人茨城県国際交流協会	事務局長
7	加藤 祐一	茨城県経営者協会	事務局長
8	卜部 晴比古	茨城県商工会議所連合会	事務局長
9	野澤 勝	茨城県商工会連合会	専務理事
10	新名 勝彦	茨城県中小企業団体中央会	事務局長
11	檜村 年保	公益財団法人国際研修協力機構 水戸駐在事務所	所長
12	西原 鈴子	特定非営利活動法人日本語教育研究所	理事長
13	伊藤 秀明	筑波大学人文社会系	助教
②実施結果			
実施回数	2回		
実施スケジュール	第1回（1月23日） ・e-ラーニングシステムのコンテンツ内容、利用状況、茨城県外国人材支援センターの支援内容、茨城県国際交流協会の支援内容等の説明、意見交換 等 第2回（3月） ※新型コロナウイルスの影響により書面による開催に変更 ・今年度事業成果 等		

主な検討項目	・ 今後必要となる生活者・就労者としての外国人のための日本語教育の手法，県内企業及び外国人労働者支援施策（企業の担当者向けコーディネーターによる支援等） ・ 効果的な広報の手法 ・ 必要となる e-ラーニングシステムコンテンツの検討 等		
（取組 2）総括コーディネーターの配置			
実施状況の把握，他の行政分野や関係者との調整等を行う地域総括コーディネーターとして，茨城県外国人材支援センター長を配置。関係機関と連携し，日本語教育 e-ラーニングシステムの周知広報を行い，地域日本語教育に係る施策の推進を行った。			
（取組 3）地域日本語教育コーディネーターの配置			
総括コーディネーターが地域日本語教育コーディネーターを兼務			
（取組 4）地域日本語教育の実施			
実施箇所見込数	1 か所	受講者見込数	1,500 人
活動 1	【名称】 茨城県日本語学習支援 e-ラーニングシステム 【目標】 外国人労働者等に e-ラーニングシステムの提供を行うことで，日本語学習機会の提供を行い，地域や職場で円滑な意思疎通を図る能力を獲得させることを目標とする。 【業務委託先】 アテイン株式会社 【運用開始】 令和元年 11 月 【実施回数】 通年実施 【実施場所】 オンライン上 【申込方法】 （a）申込対象 茨城県内に事業所があり外国人を雇用している企業（本店，支店は問わない） （b）申込内容 申込後承認された企業にはアカウントが発行されるので，雇用している外国人に付与してシステムを利用。 （c）利用料 無料 （d）申込受付期間 随時 （e）申請方法 HP の申込みフォーム（https://nihongo-ibaraki.jp/form）又はチラシ裏面の申し込み用紙に記載して申請。 【受講者募集方法】 対象となる外国人労働者を雇用する企業への周知 【内 容】 ・ 対応言語：4 カ国語（英語，インドネシア語，ベトナム語，ミャンマー語） ・ ひらがな・カタカナ，漢字の読み書き，日常会話等，日本語学習の基礎となる入門コースからビジネス日本語及びビジネスマナーが学習できるコースまでさまざまな学習コンテンツを提供。 ・ パソコンだけでなく，スマートフォンやタブレットでも 24 時間 365 日学習が可能。		

(現状と課題)

・今般、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設(平成31年4月施行)を踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」がとりまとめられ、その中で、日本語教育の整備について示されているところである。

・本県では、外国人雇用のニーズを把握するため、県内企業に対して調査を行っており、令和元年5月～6月に行った調査によれば、「雇用する予定がある」「どちらかといえば雇用したい」と答えた企業が、雇用するうえでの課題や不安として、「日本語教育や生活等に対する支援体制が整っていない」を最も多く挙げた他、本県が設置した「茨城県外国人材支援センター」(以下「センター」という。)に求める支援として、「外国人との就職マッチング」に次いで「日本語教育支援」が多くなっている。

・また、筑波総研による「外国人雇用に関するアンケート」調査結果においても、公的機関に求める支援としては「外国人の教育」が最も多く58.5%、次いで説明会・セミナー等による情報提供が45.1%となっている。

・以上のことから、本県では、日本語教育の充実を図るため、多くの県内企業が社内教育の一環として利用できるeラーニングシステムを整備し、社内教育を通じた労働者としての外国人とのコミュニケーションの円滑化及び生活者としての外国人の日本語学習機会を確保し、外国人雇用に対しポジティブな動きが生まれるようにすることとした。

(eラーニングシステムが必要となった理由)

・現在、茨城県内には、約60のボランティア日本語教室があるものの、日本語ボランティア教師の確保は容易ではなく、今後、急激な増加が見込まれる「特定技能」の外国人が、生活者としてボランティア日本語教室を十分に利用できるかは不透明である。

・また、外国人についても移動手段が限られていることから、仮に民間の日本語教室を利用するとした場合でも、移動に要する時間や交通費が外国人の負担となることが考えられる。

・以上のことから、外国人が時間や場所を問わずオンライン上で日本語学習に取り組むことのできるeラーニングシステムを構築し、生活者としての外国人の日本語教育の充実を図ることが望ましい。なお、eラーニングシステムによる日本語教育の実施にあたっては、国際交流協会など地域の日本語教育を担う機関と連携を行いつつ、ホームページやSNSを活用したシステムの周知や操作研修等の各広報活動、システム利用者へのアンケート調査を通じた県内日本語教育の現状把握を図ることは、地域日本語教育の総合的な体制作りの推進に繋がるものである。

(外国人労働者を雇用する企業への支援)

・外国人労働者、とりわけ特定技能外国人を雇用する企業は、生活に必要な日本語を学習する機会の提供について、支援を行う必要がある。このため、センターは、県内

企業等に対して、セミナーや個別相談等を通じて、今般構築する e-ラーニングシステムの活用等を助言することにより、外国人労働者に対して適切かつ継続的な学習機会を提供し日本語習得を促進する。

・また、企業は、外国人労働者が地域の日本人と相互に理解し信頼を深められるよう、交流促進に係る支援も行う必要がある。このため、センターは、県内企業等に対して、地域における交流の場に関する情報等を提供するよう助言することにより、外国人労働者に対して地域の日本人と日本語で意思疎通、交流する場を提供し日本語習得を促進する。

(受講環境)

・職場で使用しているパソコンでの学習の他、自己が保有するスマートフォンやタブレット端末でもシステム利用を可能とすることにより、仕事をしながらでも、職場のサポートを受けながら個々のペース・レベルに応じた日本語学習が可能となる。

(対象言語の選定理由)

・アジア圏の諸国における①人口数（総人口、生産年齢人口、在留数、留学生数等）、②日本語学習者（日本語教育機関数、日本語学習者数、日本語能力試験受験者数）、③経済状況（最低賃金等）を基準に選定を行い、「茨城県外国人材支援センター」においてもインドネシア、ベトナム、ミャンマーの3カ国の人材を重点的に県内企業とマッチングしていくものとしており、今後、県内における3カ国の外国人口は増加していくものと想定している。

- 1 インドネシア（インドネシア語）
- 2 ベトナム（ベトナム語）
- 3 ミャンマー（ミャンマー語）
- 4 英語

(動画コンテンツ)

①入門コース

・ひらがな・カタカナ、漢字の読み書き、日常会話等、日本語学習の基礎となるコースで合計10時間以上の再生時間があるものを提供。

②日本語能力測定・確認コース

・e-ラーニングのコンテンツを効率的に利用・学習できるようにするため、現在の日本語能力を測定・確認できるようにし、学習すべきコンテンツを表示。各学習コースで、最低10時間以上の再生時間があるものを提供。また、各コースで、動画内容を記載した復習用テキスト及び100問以上の小テストが付属し、全てのナレーションとスライドの例文に、母国語字幕をつけるとともに、板書やスライドの漢字には平仮名のルビを振ることとした。

③その他

- ・ビジネス日本語及びビジネスマナーが学習できるコースの提供。
- ・学習前に聴解問題を含む現在の日本語レベルをチェックするためのレベルチェックテストを実施。
- ・オンライン上にシステム操作マニュアル・各講座のテキスト（教材）を掲載し、ユーザーが自由にダウンロードできる機能を有する。
- ・ユーザーがコース単位で進捗状況が視覚的に分かる機能を有する。
- ・ユーザーが動画単位で視聴完了したかどうか視覚的に分かる機能を有する。
- ・ユーザーの登録情報として、姓名以外にも、会社名、部署名が登録できる。

標準的なカリキュラム案等の活用の有無：有

（効果的な周知の実施）

e-ラーニングシステム利用者を増加させるため、以下のとおり各種周知を行った。

（a）プレスリリースの実施

茨城県報道発表資料として記者クラブに提供を行った他、業務委託先のアテイン株式会においてプレスリリースを行った。

（b）茨城県及び県内市町村のホームページへの掲載

茨城県ホームページ及び茨城県外国人材支援センターホームページに e-ラーニングシステムの内容、申し込み方法を記載したページを公開した他、県内 44 市町村に対しホームページへの掲載を依頼した。

（c）チラシ配布

県内企業や関係機関へチラシを郵送、県内各種イベントにおいてチラシの配布を行った。

・チラシ郵送先：

県内 44 市町村、県内各地区就職支援センター、茨城労働局、各ハローワーク、県中小企業団体連合会、県商工会連合会、県商工会議所連合会、県経営者協会、出入国在留管理庁、東京外国人雇用サービスセンター、外国人技能実習機構、国際研修協力機構、日本貿易振興機構茨城県国際交流協会、NPO 法人日本語教育研究所、県内各大学 他

・県内各種イベントでの広報：

元気いばらき就職面接会（県内各地区で 4 回開催、各回約 20 企業参加）、外国人技能実習制度適正化事業講習会（150 部配布）、ベトナムの送出機関向け県内視察ツアー（県内企業 7 社、ベトナム大使館職員参加）、戦略分野雇用創造促進事業マッチングイベント（つくば市：30 企業参加、常総市：20 企業参加）、県内ベトナム人約 3,000 人が所属する Facebook グループへの掲載 等

	(d) メールマガジン送付 茨城県が県内経済団体等に送付している“産業大県づくりメールマガジン”及び茨城県外国人材支援センターのメールマガジンにより県内企業等に広報を行った。 ・産業大県メールマガジン送付先： 県内中小企業，県中小企業団体連合会，県商工会連合会（連合会のほか，各商工会に個別配信），県商工会議所連合会（各商工会議所に個別配信），県中小企業課同友会，県経営者協会，県信用保証協会，産業人クラブ（日刊工業新聞社），県中小企業振興公社，常陽銀行，筑波銀行，水戸信用金庫，県庁記者クラブ，県内市町村の産業振興担当者課，県産業戦略部職員，他部局企画室 ・茨城県外国人材支援センター メールマガジン登録企業数：109 社 (e) 茨城県外国人材支援センターのアドバイザーの企業訪問による広報 茨城県外国人材支援センターのアドバイザーが県内企業の外国人材雇用に係る支援や求人開拓のため企業を訪問する際にチラシを携行し，配布を行った。 企業訪問回数：143 回（2 月末時点） ※同一企業への訪問も含む
活動 2	-
活動 3	-
その他の取組	
【操作研修の実施】 令和元年 12 月 16 日に茨城県外国人材支援センターに所属するアドバイザー，茨城県国際交流協会職員向けに e-ラーニングシステムの操作研修を実施した。その後，アドバイザーが県内企業を訪問した際に，e-ラーニングシステムの案内及び操作方法等を指導している。 ・研修実施者：アテイン株式会社 ・参加者：11 人 ・内容：ログイン方法，画面の操作説明，質疑応答 等	
3. 成果と課題	
(1) 成 果 (利用者数) 令和 2 年 2 月末現在企業 39 社，235 人（企業側担当者（日本人）の試用申請 5 名含む）から利用登録の申請があった。	

(a) 月別登録申請数

	11 月	12 月	1 月	2 月	合計
申請企業数	10	5	13	11	39
ユーザ登録者数	57	32	72	74	235

(b) 国籍

	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	その他	合計
国籍	119	16	22	78	235

(利用者アンケートの実施)

令和2年1月23日～1月31日まで利用者にアンケートを実施し、県内企業8社から回答を得た。

【結果概要】

- ・eラーニングシステムをどこで知ったかという質問について、県や事業委託先の企業からの案内で知ったというものが一番多かった。
- ・また、eラーニングシステムが雇用する外国人の日本語学習に役立っているかという質問については、システム開始間もないことから“どちらとも言えない”という回答が多かった。
- ・eラーニングシステムによる日本語学習を実施して良かった点としては、“ベトナム語を教えてくれる講師等や、ベトナム語ができる職員等がおらず、ベトナム人労働者への日本語指導に苦労していたが、eラーニングシステムにより労働者の母国語での日本語教育が出来るようになり、助かっている”、“時間がある時にいつでも自分のペースで学習できる”などが挙げられている。

(2) 分 析

外国人労働者に対する日本語教育への支援については、茨城県が令和元年5月～6月に県内企業を対象として行った調査のとおりニーズが高いところであり、eラーニングシステムの登録者数は令和元年11月1日の稼働開始から順調に伸びている。なお、登録者数を国籍別にみるとベトナム人が最も多いところであるが、これは県内の外国人労働者数を国籍別に見た時、ベトナム人が二番目に多いことに起因している。一方、県内の外国人労働者数のうちインドネシア人は五番目に多いが、ミャンマー人については統計上「その他」としてまとめられているなど、ミャンマー人の労働者数はインドネシア人に比べ少ないものの、登録者数についてはミャンマー人のほうが多くなっている。

県内の企業については、茨城県外国人材支援センターに登録のある企業など、外国人材活用に積極的な企業からの登録をいただいている。現在登録のある企業に行ったアンケートによれば、外国人材活用に積極的であるが、社内での日本語教育の体制が整っていない企業の存在が窺えることから、当該eラーニングシステムの活用をこれまで以上に推進することにより、県内外国人労働者の日本語能力の向上が図られると想定している。

(3) 課 題

e ラーニングシステムの登録者数は稼働開始から順調に伸びているものの、総利用者想定を約 1,500 人としていたところであり、システム運用の開始が遅れたことにより令和 2 年 2 月末時点で約 230 名となっている。現在も一定のペースで利用申請があることから、これまで以上に広報を行うことで利用者数の増大に繋げていく。また、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語に翻訳したチラシを作成のうえ、県内在住外国人が参加するイベントや利用者が多い SNS 等で共有することで外国人にも広く PR を行っていく予定である。

4. 今後の展望

来年度について引き続き「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の申請を行っており、本県、国際交流課と連携を図りつつ、e-ラーニングシステムの提供や、地域日本語教育にかかる実態調査、地域の実情を踏まえた日本語教育実施体制の確立、総合調整会議の運営等を行う予定である。

なお、e-ラーニングシステムについては、令和 2 年 1 月 23 日に開催した総合調整会議において、外国人が真に必要なとする e-ラーニングコンテンツの開発や、利用対象者の拡大、来年度に文化庁が提供を行う e-ラーニングシステムとの差別化などの各種意見があったため、来年度に向けて検討を行っていき、利用者数の増大に繋げていく予定である。なお、コンテンツについては、生活者としての外国人労働者の観点から、就労のみならず、市役所窓口や災害時の対応などの場面を想定したコンテンツの追加を検討している。

【参考資料】

- ・茨城県日本語学習支援 e-ラーニングシステム サイト
<https://nihongo-ibarakai.jp/>